

不服申立て事案答申第 267 号

不服申立て事案諮問第 295 号

件名：質問書に対する回答書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 4 月 17 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 30 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 4 月 17 日、審査請求人は愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）において、同人が令和 6 年 3 月 18 日付けで処分庁宛てに郵送して提出した質問書に係る「回答書」等の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、私は、令和 6 年 3 月 18 日 処分庁へ質問書を警察本部へ提出しました。そこで、

- ① 私が提出した質問書
- ② 質問書に対して、どのように対応するのか決めた決裁書
- ③ ①に対する回答書

（請求日現在 愛知県警察本部で保管するもの。）

と記載されていた。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の対象となり得る文書の探索を実施したところ、警察本部住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和6年3月21日受理）（以下「取扱票」という。）が、令和6年3月21日に審査請求人からの質問書が、警察本部に郵送で届いた際の対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

同取扱票には、質問の内容が全て愛知県A警察署（以下「A警察署」という。）に関するものである旨が記載され、所属長である住民サービス課長の指揮事項として、「装備課、施設課、警務課に情報提供した後、A警察署警務課に引継ぐこと。」と記載されていた。

そして、取扱票への対応についてA警察署に引継ぐ措置をとった上で、住民サービス課においては解決したものとされていたことから、当該質問書に対する回答書は作成せず、情報提供された警察本部関係所属においても、回答書は作成されていないことから、③の請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書（令和6年4月30日付け）により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)ア(イ)のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「質問書が存在していて、回答書が存在しないのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、当該質問書を受理した住民サービス課や情報提供された警察本部関係所属においては、回答書を作成していない以上、対象文書は存在しないのであって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に提出した令和6年3月18日付け質問書に対する回答書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人が提出した令和6年3月18日付け質問書の内容については、いずれもA警察署に関するものであったことから、警察本部は、同質問書の内容について、関係課で情報共有をした上、A警察署に引継ぐことをもって解決したものとして処理し、文書での回答は行わなかったとのことである。

当審議会において、処分庁から提出された同質問書に対する対応方針が記載された警察安全相談等・苦情取扱票（令和6年3月21日受理のもの）の内容を確認したところ、所属長指揮事項の欄に「装備課、施設課、警務課に情報提供をした後、A警察署に引継ぐこと。」との記載があった。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和6年3月18日愛知県警察本部長へ質問書を警察本部へ提出しました。

そこで

③私が提出した質問書に対する回答書（請求日現在、愛知県警察本部で保管するもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 7. 5	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 2. 28 (第245回審議会)	審議
7. 3. 24 (第246回審議会)	審議
7. 4. 25	答申